

最高裁秘書第1921号

令和7年6月5日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年5月29日に答申（令和7年度（最情）答申第8号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情） 諒問第33号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年11月1日（令和6年度（最情）諮詢第33号）

答申日：令和7年5月29日（令和7年度（最情）答申第8号）

件名：最高裁判所長官にはセキュリティーポリスを付けることになっていること
が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

最高裁判所長官にはセキュリティーポリスを付けることになっていることが
分かる文書（最新版）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に
対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していな
いとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、
最高裁判所事務総長が令和6年9月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要
綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢
問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

比較法雑誌第55巻第4号（2022）掲載の「最高裁判所裁判官を終えて
考えたこと」（筆者は鬼丸かおる元最高裁判所判事）に「長官だけにはセキュ
リティーポリス（SP）がつきます。」と書いてあることからすれば、本件開
示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 最高裁判所長官に付く「セキュリティーポリス」とは、最高裁判所長官の警
護に従事する警察官を指すものと考えられるところ、警察官による警護の対象者
については、最高裁判所において定めるものではないことから、本件開示申
出文書は作成していない。

2 なお、苦情申出人は、比較法雑誌第55巻第4号（2022）掲載の講演の内容から本件開示申出文書は存在するといえる旨主張するが、当該講演では講演者が単に最高裁判所長官にセキュリティーポリスが付くという事実を述べているに過ぎないのであって、最高裁判所に本件開示申出文書が存在することを示唆するものではない。念のため、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年11月1日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年4月18日 審議
- ④ 同年5月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、最高裁判所が本件開示申出文書を保有していない理由として、警察官による警護の対象者については、最高裁判所において定めるものではない旨説明する。この点について、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、警察官による警護対象者については、警察法施行令13条1項の規定に基づき定められた警護要則（令和4年8月26日国家公安委員会規則第15号）において、警察庁長官が定めるものとされていることが認められる。そうであるとすれば、最高裁判所が本件開示申出文書を作成していないことが不自然であるとはいえない。また、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所が警察庁等から本件開示申出文書を取得した事実もないものと認められる。

苦情申出人は、比較法雑誌第55巻第4号（2022）掲載の講演の内容から本件開示申出文書は存在する旨主張するが、同講演の内容は、最高裁判所が本件開示申出文書を保有していることをうかがわせるものとはいえない。

2. 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を
保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員 川神 裕